

大分県報

令和四年
号外（四六）
六月三十日

（木曜日）

目次

条 例

大分県税条例の一部改正……………	一
大分県特別措置条例の一部改正……………	三
大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………	三
大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正……………	五
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正……………	五
大分県病院事業に係る料金条例の一部改正……………	五
大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例の廃止……………	六
大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正……………	六

○条 例

大分県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十八号

大分県税条例の一部を改正する条例

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項第四号の表の特定非営利活動法人地域環境ネットワークの項中「平成二十九年十月一日から令和四年九月三十日まで」を「令和四年十月一日から令和九年九月三十日まで」に改める。

第二十八条の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二十八条の四の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条中

「あつて、」の下に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする法第四十五条の三の二第一項第二号に規定する配偶者（退職手当等（法第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この条において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。）又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加える。

第三十六条の二第七項中「補正は」の下に「、同項に規定する家屋を取得した日から六十日以内」を加え、「第三十六条の六の申告書を提出する際に併せて」を削る。

第三十六条の六第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第三十六条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項中「者は、前項の規定によつて提出すべき申告書に、」を「者については、第一項ただし書の規定は適用せず、同項の申告書に」に、「添附しなければ」を「添付して、知事に提出しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関し同項の申告書を提出させることができる。

第三十六条の八中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「損かい」を「損壊」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第三十六条の十第二項中「者は」の下に「、当該土地を取得した日から六十日以内に」を加え、「添附して、第三十六条の六の規定により当該土地の取得の事実を申告する際に、併せてこれを」を「添付して、」に改める。

第三十六条の十二の三第一項中「によつて」を「により」に改める。

第三十六条の十二の四第三項中「者は」の下に「、当該譲渡担保財産を取得した日から六十日以内に」を加え、「第三十六条の六の規定により当該譲渡担保財産の取得の事実を申告する際に、あわせてこれを」を削る。

附則第七条の三の二中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改める。

附則第八条の第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（法附則第三十三条の二第二項各号に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第二十三条及び第二十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削る。

附則第十條第四項中「、第三十七條の八又は第三十七條の九」を「又は第三十七條の八」に改める。

附則第二十六條第一項中「。次條において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第二十七條を削る。

附則第二十八條第一項中「第三十八條」を「附則第三十八條」に改め、同條を附則第二十七條とする。

附則
(施行期日)
1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条の三第一項第四号の表の特定非営利活動法人地域環境ネットワークの項の改正規定及び次項の規定 令和四年十月一日

二 第二十八条の三の見出し並びに第二十八条の四の見出し及び同条の改正規定並びに附則第七条の三の二、第十条第四項及び第二十六条第一項の改正規定、附則第二十七条を削る改正規定並びに附則第二十八条第一項の改正規定及び同条を附則第二十七条とする改正規定並びに附則第三項から第六項まで及び第九項の規定 令和五年一月一日

三 第三十六条の二第七項、第三十六条の六、第三十六条の八、第三十六条の十第二項、第三十六条の十二の三第一項及び第三十六条の十二の四第三項の改正規定並びに附則第八項の規定 令和五年四月一日

四 附則第八条の二第二項の改正規定及び附則第七項の規定 令和六年一月一日
(県民税に関する経過措置)

2 前項第一号に掲げる規定による改正後の大分県税条例第二十五条の三第一項第四号の規定は、前項第一号に掲げる規定の施行の日以後に支出された寄附金について適用し、同日

前に支出された寄附金については、なお従前の例による。

3 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の大分県税条例（以下「新条例」という。）第二十八条の三の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（この項及び次項において「二号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条に規定する給与について提出する同条に規定する申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき同号に掲げる規定による改正前の大分県税条例（以下「旧条例」という。）第二十八条の三に規定する給与について提出した同条に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第二十八条の四の規定は、二号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十八条の四に規定する申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第二十八条の四に規定する申告書については、なお従前の例による。

5 新条例附則第七条の三の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例附則第二十七条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第七条の三の二の規定による控除については、なお従前の例による。

7 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の大分県税条例附則第八条の二第二項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)

8 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の大分県税条例第三十六条の二第七項、第三十六条の六、第三十六条の十第二項及び第三十六条の十二の四第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(大分県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 大分県税条例の一部を改正する条例(令和三年大分県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の四の改正規定中「第二十八条の四中」の下に「扶養親族(二)の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「を」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢十六歳未満の者」を「有する者」に改める。

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十九号

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例(昭和三十八年大分県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項中「第十二条第三項の表の第一号」を「第十二条第四項の表の第一号」に、「第四十五条第二項の表の第一号」を「第四十五条第三項の表の第一号」に改め、同項第一号中「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

第二条の四第二項中「第十二条第三項の表の第三号」を「第十二条第四項の表の第三号」に、「第四十五条第二項の表の第三号」を「第四十五条第三項の表の第三号」に改め、同項第一号中「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

第三条の二第二項中「第十二条第三項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)」を「第十二条第四項の表の第二号」に、「第四十五条第二項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)」を「第四十五条第三項の表の第二号」に改め、同項第一号中「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

第三条の五第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に、「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「同法第六十八条の九第八項第六

号」を「法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十六条第六項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年を」を「三年を」に改める。

第四条第一項第三号中「県税条例第三十六条の六第一項の規定により申告書を提出すべき日」を「当該不動産を取得した日から六十日以内」に改める。

第五条第二項中「県税条例第三十六条の六第一項の規定により申告書を提出する際」を「当該土地を取得した日から六十日以内」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一項第三号及び第五条第二項の改正規定並びに附則第六項の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の大分県税特別措置条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第三条の五の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

4 この条例による改正前の大分県税特別措置条例第三条の五第一項に規定する中小連結法人については、新条例第三条の五第一項に規定する中小通算法人とみなして、同項の規定を適用する。

5 新条例第三条の五の規定の適用を受けることとなった者が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前又は施行日から一月を経過する日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施行日から一月を経過した日とする。

6 附則第一項ただし書に規定する改正規定による改正後の大分県税特別措置条例第四条第一項及び第五条第二項の規定は、令和五年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月三十日

令和四年六月三十日

大分県報号外(条例)

大分県条例第二十号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の家畜市場登録事務の項の次に次のように加える。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

畜舎等の建築等及び利用	畜舎建築利用計画認定申請手数料	一件	七、〇〇〇円	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下この項において「法」という。）第三条第二項に規定する特例畜舎等（以下この項において「特例畜舎等」という。）以外の畜舎等にあつては、同条第一項に規定する畜舎建築利用計画（以下この項において「畜舎建築利用計画」という。）が同条第三項第四号に適合することを建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十八号）第七十七条の五第十八第一項の登録を受けた者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると知事が認める者（以下この項において「建築基準適合判定資格者等」という。）が証明するものを提出すること。
-------------	-----------------	----	--------	---

用の特例に関する法律関係事務	畜舎建築利用計画の変更認定申請手数料	一件	七、〇〇〇円	特例畜舎等以外の畜舎等にあつては、畜舎建築利用計画が法第四条第三項において準用する法第三条第三項第四号に適合することを建築基準適合判定資格者等が証明するものを提出すること。
	認定畜舎等の仮使用認定申請手数料	一件	五、四〇〇円	認定畜舎等（法第五条第一項に規定する認定畜舎等であつて、特例畜舎等を除くものをいう。）又はその部分の使用が、安全上、防火上及び避難上支障がないことを建築基準適合判定資格者等が証明するものを提出すること。
地位承継認可申請手数料	敷地等と道路との関係の認定申請手数料	一件	二、八〇〇円	
	敷地等と道路との関係の認定申請手数料	一件	二七、〇〇〇円	

別表第三の建築基準法関係事務の項中「（昭和二十五年法律第二百一十一号）」を削り、同表の教育職員免許状関係事務の項中

免許状有効期間更新手数料	一件	三、三〇〇円
免許状有効期間延長手数料	一件	一、七〇〇円

及び

免許状更新講習修了確認手数料	一件	三、三〇〇円	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認を含む。
免許状更新講習修了確認期限延期手数料	一件	一、七〇〇円	
免許状更新講習免除手数料	一件	三、三〇〇円	

を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の教育職員免許状関係事務の項の改正規定は、令和四年七月一日から施行する。

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びボスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十一号

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びボスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びボスターの作成の公営に関する条例（平成六年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千六百円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

令和四年六月三十日

第九条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第十三条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三十円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（適用区分）

- 2 この条例による改正後の大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びボスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十二号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十七年大分県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「みなし指定地域特定施設のみ」を「指定地域特定施設のみ」に改め、同表の備考1中「みなし指定地域特定施設」を「指定地域特定施設」に、「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第四条の二」を「水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第三条の二」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月三十日

大分県報号外（条例）

大分県条例第二十三号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例

大分県病院事業に係る料金条例（平成十八年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の非紹介患者加算料の項中「五、〇九〇円」を「七、七〇〇円」に、「三、〇五〇円」を「五、五〇〇円」に、「二、五四〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、五二〇円」を「二、〇九〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和四年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十四号

大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例を廃止する条例

大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例（昭和四十八年大分県条例第五十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校職員負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十五号

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校職員負担教職員定数条例の一部を改正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校職員負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、四四六人」を「三、四二〇人」に改め、同項第二号中「七、〇六三人」を「七、一二三人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校職員負担教職員定数条例の規定は、令和四年四月一日から適用する。